



近畿圏からの食の輸出とEPA交渉

平成31年3月7日（木）

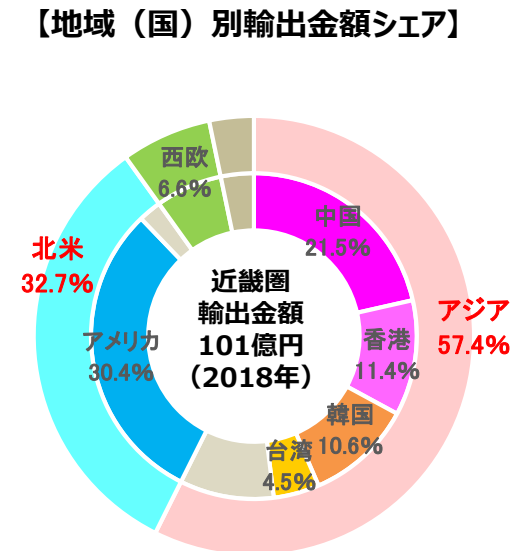
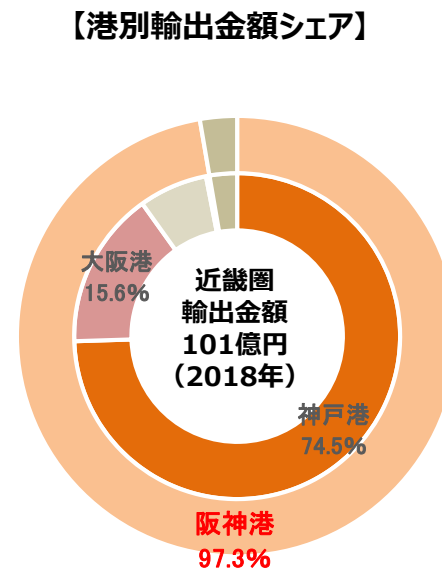
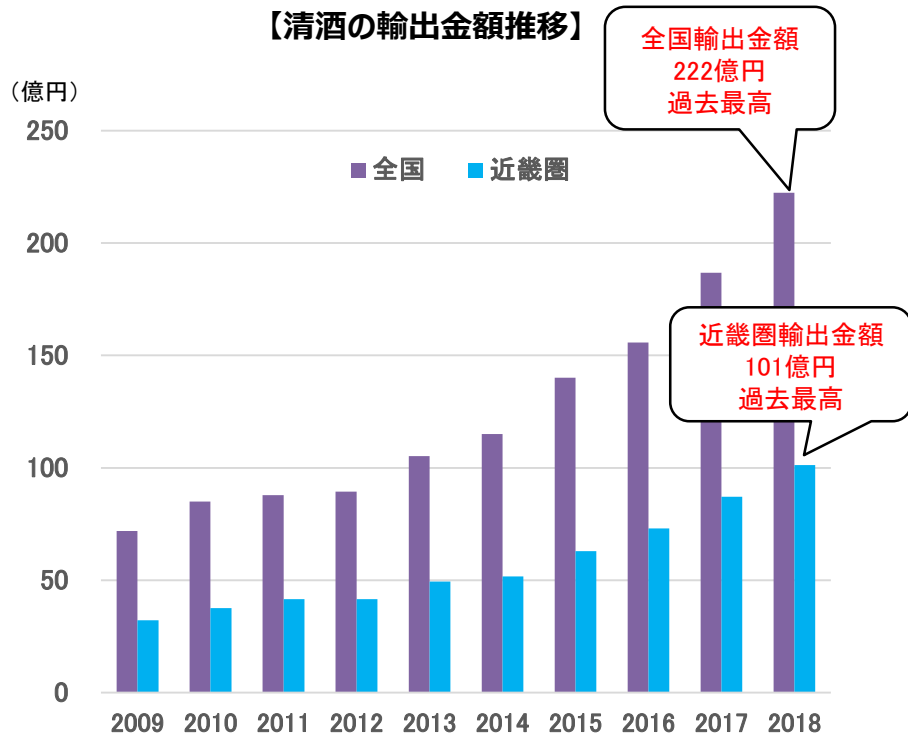
大阪税関長 高木 隆

近畿圏からの食の輸出①

- 2018年の近畿圏輸出金額(総額)は全国比21.1%、食料品については全国比25.7%と比率が高い
※輸出金額総額: 全国81兆4848億円、近畿圏17兆1,946億円(全国比21.1%) 食料品輸出金額: 全国7,407億円、近畿圏1,901億円(全国比25.7%)
- 特に清酒と果物の比率が高く、清酒は全国比45.5%、果物は全国比30.6%となっている

清酒の輸出

- ◆ 近畿圏からの清酒の輸出金額は、阪神港が約97%を占める(神戸港74.5%、大阪港15.6%)
- ◆ 輸出先の地域別金額のシェアは、アジア、北米で全体の約9割を占める



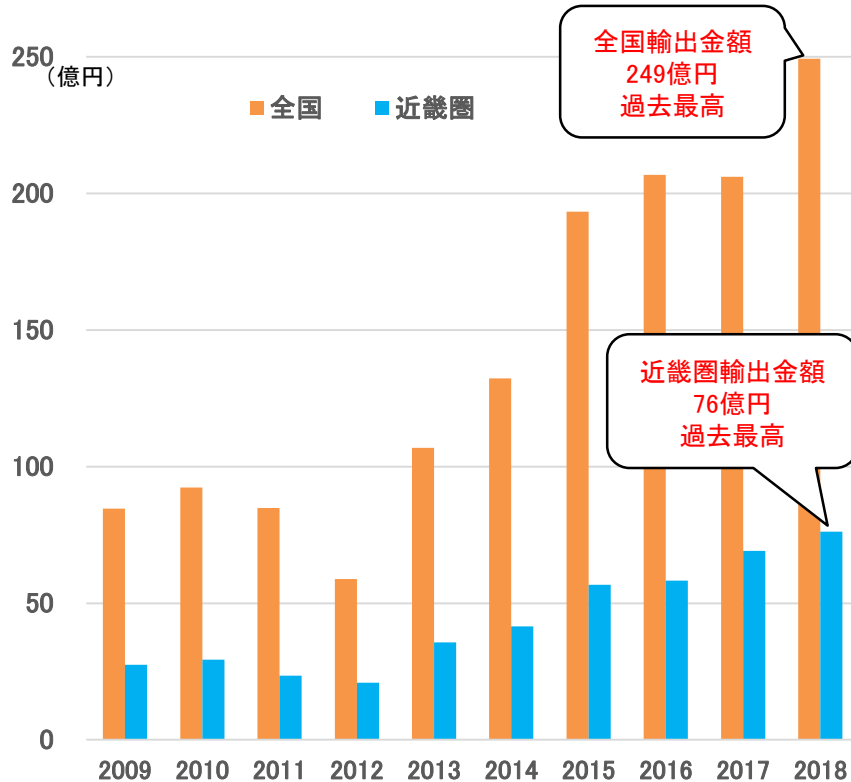
(注1) 「近畿圏」: 大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山
 (注2) 「阪神港」は神戸、大阪、堺、尼崎の蔵置官署ベースで統計計上された数値を使用
 (注3) 「清酒」は輸出統計品目表2206.00-200に分類されるものを集計

近畿圏からの食の輸出②

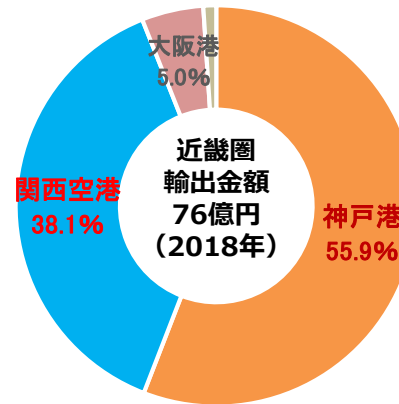
果物の輸出

- ◆ 近畿圏からの果物の輸出金額は、神戸港が55.9%、関西空港が38.1%のシェアを占める
- ◆ 輸出先の国別金額のシェアは、香港、台湾の二か国で全体の9割以上を占める
- ◆ 果物の中でも「ぶどう」や「いちご」等の短期間で鮮度が低下する果物については、関西空港からの輸出割合が高い

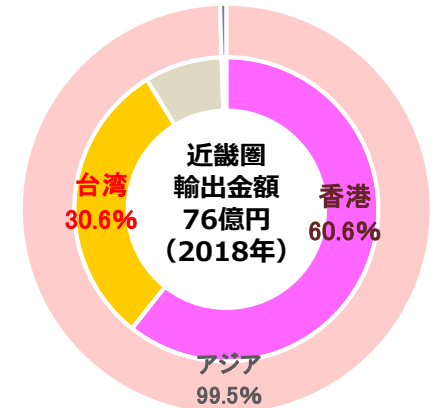
【果物の輸出金額推移】



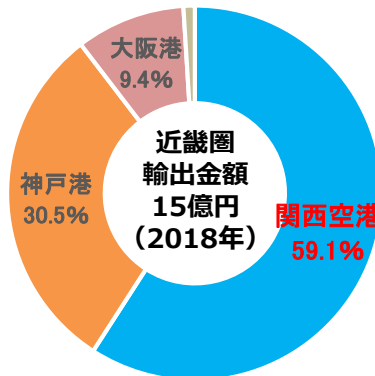
【港別：果物輸出金額シェア】



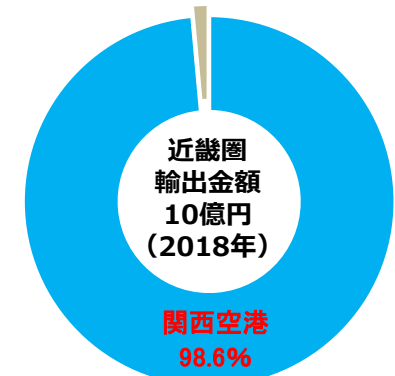
【地域（国）：果物別輸出金額シェア】



【港別：ぶどう輸出金額シェア】



【港別：いちご輸出金額シェア】

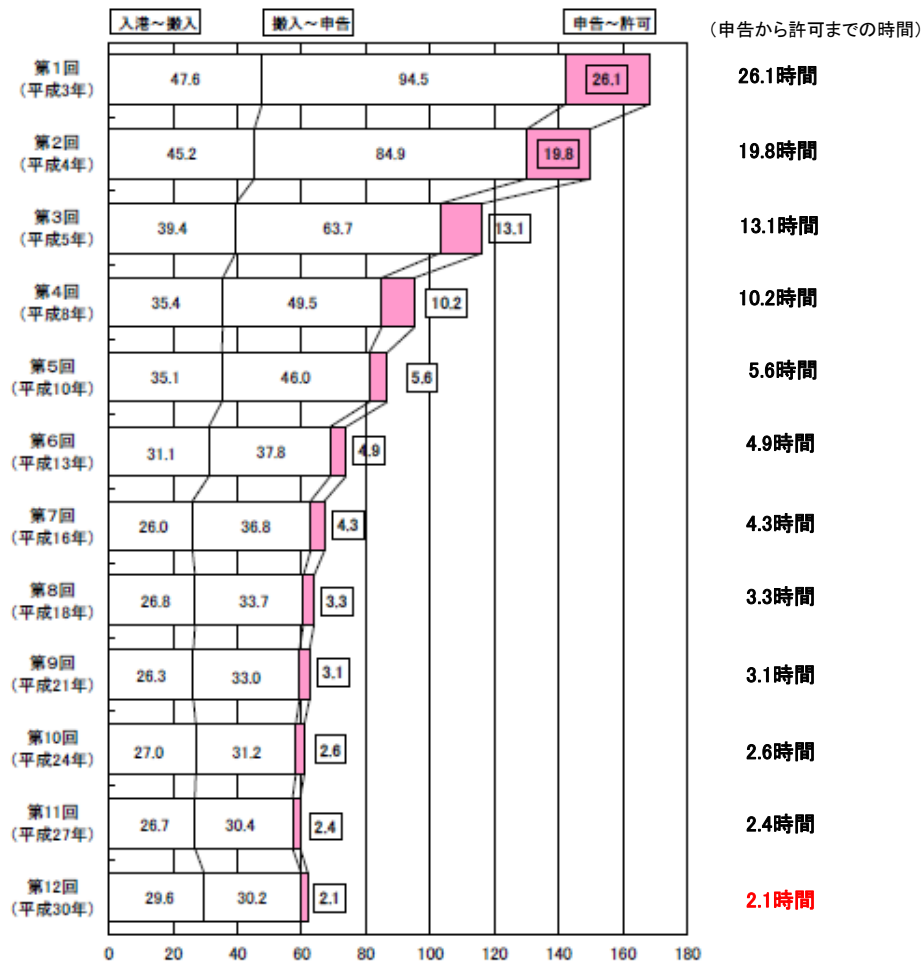


(注) 「果物」、「ぶどう」、「いちご」は以下の輸出統計品目表に分類されるものを集計
 「果物」第8類（食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）、
 「生鮮のぶどう」0806.10-000、「生鮮のいちご」0810.10-000

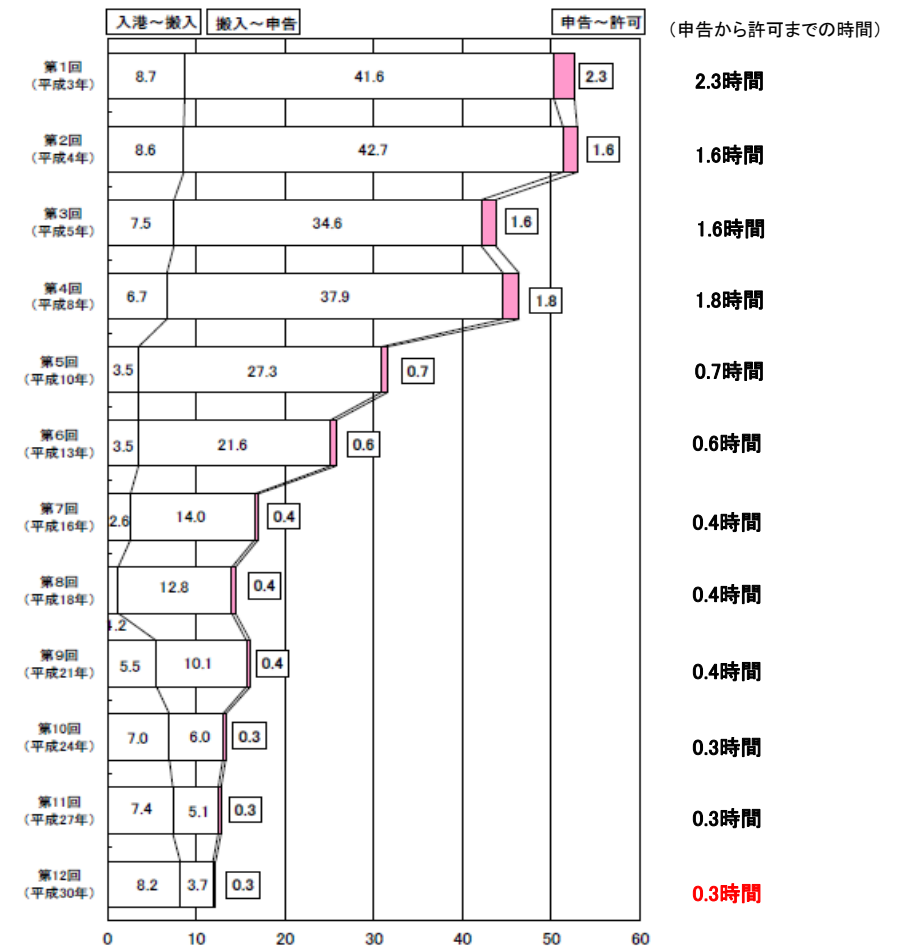
迅速な輸出入通関

- AEO制度(貨物のセキュリティとコンプライアンスの優良な貿易関連事業者を税関が認定し、輸出入通関の円滑化措置を講じる制度)の推進等により税関手続の簡素化・迅速化
- AEO貨物を含む輸入通関所要時間(税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間)の平均は、2018年の調査において海上貨物で2.1時間、航空貨物で0.3時間

【輸入通関手続の所要時間集計結果の推移(海上貨物)】



【輸入通関手続の所要時間集計結果の推移(航空貨物)】



主な経済連携協定（EPA）交渉の内容

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

経緯

- 2010年 3月 交渉開始(当初8カ国)
- 2016年 2月 署名(12カ国)
- 2017年11月 大筋合意(11カ国)
- 2018年 3月 署名式(11カ国)
- 12月 発効



効果

- ▶ 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- ▶ **サービス・投資等の分野**で、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

投資：投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止。

貿易円滑化：迅速な税関手続を確保するため、貨物は可能な限り物品の到着後48時間以内に引取りを許可すること等の手続を採用。急送貨物については「6時間以内の引取」を明記。関税分類等に関する事前教示制度を義務付け。

ビジネス関係者の一時的入国：多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現。

電子商取引：デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。ソースコード（ソフトウェアの設計図）の移転、アクセス要求の禁止。

知的財産：模倣・偽造品等に対する厳格な規律。地理的表示の保護を規定。

- ▶ 原産地規則の**完全累積制度の実現**により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしてグローバル・バリューチェーンに参加することが可能に。
- ▶ TPP11協定による新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、**産業間・企業間の連携が進む**こと等を通じて、新しい産業を創出し、**我が国経済全体としての生産性向上**につながる事が期待される。

日EU・EPA交渉

経緯

- 2013年 3月 交渉開始
- 2017年 7月 大枠合意
- 12月 交渉妥結
- 2018年 7月 署名
- 12月 日本国会承認
- EU欧州議会及び理事会承認
- 2019年 2月 発効



効果

- ▶ 自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。
- ▶ 世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EUによる**世界で最大級の規模の自由な先進経済圏**が新たに誕生。
- ▶ **投資**：原則全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する分野を列挙するネガティブリスト方式を採用。
- ▶ **電子商取引**：日・EU間の電子的な送信に対する関税不賦課。
- ▶ **知的財産**：特許権、商標権、意匠権、著作権、植物の新品種、営業秘密、開示されていない情報等の知的財産の保護。工業製品：乗用車・自動車部品に加え、一般機械、化学工業製品、電気機器も高い割合でEU側関税の即時撤廃を実現。大企業のみならず、**メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益**。
- ▶ 農林水産品：牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃（ほとんどが即時撤廃）を獲得し、5億人を超えるEU市場への**我が国農林水産物輸出促進**に向けた環境が整備。GI保護による**ブランド価値向上**。
- ▶ 酒類：酒類の輸出拡大（EU側は全ての関税を即時撤廃）。GI保護による**ブランド価値向上**。

資料：外務省、経済産業省公表資料より作成

TPP11における主な品目（食品）の交渉結果

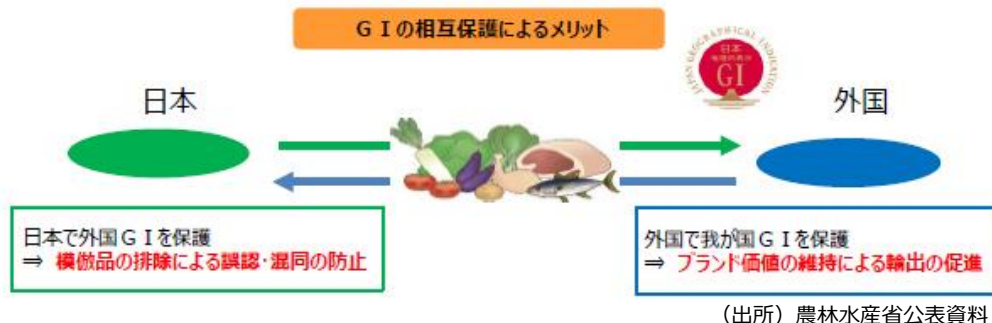
輸出	品目	国	交渉結果
	米	ベトナム	即時撤廃
	牛肉	カナダ	6年目撤廃
	リンゴ	ベトナム	3年目撤廃
	梨	マレーシア	即時撤廃
	清酒	カナダ	即時撤廃

輸入	品目	交渉結果
	米	13年目に8400トン無税(豪)
	牛肉	16年目に9%まで削減
	リンゴ	11年目に撤廃
	ぶどう	即時撤廃
	チーズ	16年目に撤廃

日EU・EPAにおけるGIの相互保護

➤ 日EU・EPA協定に基づき、協定発効の日(2019年2月1日)から、農産品及び酒類のGI相互保護が開始

- ◆ GIの相互保護により、我が国の生産者が海外でGI保護を求める際の負担が大幅に軽減されるとともに、海外での不正使用は相手国政府が取り締まることで我が国のGIの保護が実現
- ◆ 日本の農林水産物・食品・酒類のブランド化の推進が図られ、日本の農林水産物等の輸出促進にメリット



EUにおいて相互保護の対象となる日本のGI産品（農産品48産品、酒類8産品）



あおりカシス 青森県	加賀丸いも 石川県	前沢牛 岩手県	紀州金山寺味噌 和歌山県	堂上蜂蜜柿 岐阜県
但馬牛 兵庫県	三島馬鈴薯 静岡県	くろさき茶豆 新潟県	美東ごぼう 山口県	小川原湖産大和しじみ 青森県
神戸ビーフ 兵庫県	下関ふく 山口県	東根さくらんぼ 山形県	木頭ゆず 徳島県	入善ジャンボ西瓜 富山県
夕張メロン 北海道	能登志賀ころも 石川県	みやぎサーモン 宮城県	上庄さといも 福井県	香川小原紅早生みかん 香川県
八女伝統本玉露 福岡県	十勝川西長いも 北海道	大館とんぶり 秋田県	琉球もろみ酢 沖縄県	宮崎牛 宮崎県
鹿児島島の香造り黒酢 鹿児島県	十三湖産大和しじみ 青森県	大分かぼす 大分県	若狭小浜小鯛ささ漬 福井県	近江牛 滋賀県
くまもと県産い草 熊本県	連島ごぼう 岡山県	すんき 長野県	桜島小みかん 鹿児島県	辺塚だいたい 鹿児島県
鳥取砂丘らっきょう 鳥取県	特産松阪牛 三重県	田子の浦しらす 静岡県	岩手野田村荒海ホタテ 岩手県	鹿児島黒牛 鹿児島県
三輪茶種 奈良県	米沢牛 山形県	万願寺甘とう 京都府	奥飛騨山之内寒干し大根 岐阜県	※日本語名称だけでなく、翻訳名称もEUでの保護の対象。
市田柿 長野県	西尾の抹茶 愛知県	飯沼栗 茨城県	八丁味噌 愛知県	

協定発効後、産品追加が可能

(出所) 国税庁、農林水産省公表資料